

**福生市立学校の不登校総合対策
全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して
(第2次・一部改訂)**

令和6年3月 福生市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和2年から続いた感染症拡大防止策を講じた教育活動は、コロナ禍前の教育活動に戻りました。

コロナ禍では、「臨時休業で学校に行けないこと」、「人との距離を保つこと」、「黙食」など、大きな制約が強いられました。この間、子どもたちは「学校に行きたい」、「友達と遊びたい、一緒に勉強したい」、という思いを抱きながら生活していました。ポストコロナの今、改めて学校という存在の価値を再確認することができました。

その一方で、不登校の児童・生徒数は、年々増加しています。また、学校現場からは、保護者や子どもたちの登校に対する意識の変化を感じるとの声も聞こえています。このことから、「何が何でも学校に行かせなくてもよい。」「学校以外にも学ぶ場所がある。」など、学校教育に対する考え方が多様化していると感じています。

不登校児童・生徒の支援においては、学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもたちが自分の進路を主体的に考えられるように後押しすること、いわば、社会的自立を目指すことが国の通知に明記されていますが、そのことを最大限支援できるのは、他でもない「学校」であります。

「みんなで学ぶことの良さ」、「行事で団結することの良さ」、「友達と触れあうことの良さ」など、コロナ禍で改めて実感した学校の魅力をより磨き、高めていくことができる環境を整えていくことが、私たちの責務です。

これらのことを踏まえ、この度、令和3年3月に改訂した福生市立学校の不登校総合対策や、本市の新たな不登校対策の取組を統合、整理し、教職員が一丸となって不登校施策に取組めるよう、福生市立学校の不登校総合対策を一部改訂いたしました。

本書を活用し、全てのふっさっ子の笑顔がそれぞれの学校で一層輝くことを目指して、教育委員会、学校、関係機関の連携がより強化されることを期待しております。

令和6年3月

福生市教育委員会教育長

石 田 周

目次

第1章 不登校の概要と現状

- 1 不登校の定義 |
- 2 福生市の不登校児童・生徒数の状況 |
 - (1) 本市の不登校児童・生徒数及び不登校出現率の推移
 - (2) 本市の不登校出現率の都や国との比較
- 3 国及び都の不登校児童・生徒の支援に対する基本的な考え方 2
 - (1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
 - (2) 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）
 - (3) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）
- 4 本市における不登校の状況と不登校総合対策の制定と改訂について 3
 - (1) 第2次制定の経緯
 - (2) 第2次一部改訂の方針

第2章 教育委員会が展開する10の対応策

- 1 全ての子どもたちに居場所を作る 4
 - (1) 魅力ある学校づくりの推進【教育委員会①】
 - (2) 「そよかぜ教室」の充実【教育委員会②】
 - (3) 分教室型「学びの多様化学校」の設置【教育委員会③】
- 2 学校及び教員への支援 9
 - (1) 不登校対策推進委員会の設置及び運営【教育委員会④】
 - (2) 児童・生徒欠席状況一覧を活用した支援に関する助言及び協議【教育委員会⑤】
- 3 相談、支援体制の構築 10
 - (1) スクールカウンセラーの活用【教育委員会⑥】
 - (2) 教育相談室の活用【教育委員会⑦】
 - (3) スクールソーシャルワーカーの活用【教育委員会⑧】
 - (4) 家庭と子どもの支援員の活用【教育委員会⑨】
- 4 学びへのアクセスの充実 12
 - (1) 学習者用端末の活用促進【教育委員会⑩】

第3章 学校が取り組む10の行動

- 1 不登校を生まないための5つの予防策 13
 - (1) 魅力ある学校、学級づくり ～居場所づくりと絆づくり～【学校①】
 - (2) 欠席する旨、保護者から連絡が入ったときの対応の徹底【学校②】
 - (3) 連続欠席3日の対応、連続欠席7日の対応、早期支援についての徹底【学校③】
 - (4) スクールカウンセラー、臨床心理士による個別面接【学校④】
 - (5) 校内別室の活用【学校⑤】
- 2 子どもの現状を改善するための5つの支援策 16
 - (1) 「児童・生徒欠席状況一覧」の活用【学校⑥】
 - (2) つながりの維持【学校⑦】
 - (3) スクールカウンセラーや教育相談室、家庭と子どもの支援員との連携【学校⑧】
 - (4) 「そよかぜ教室」との連携【学校⑨】
 - (5) オンライン授業等の実施【学校⑩】

福生市の取組と各種通知等との関係

第1章

不登校の概要と現状



第1章 不登校の概要と現状

1 不登校の定義

不登校は、文部科学省が定義している長期欠席の四つの区分の一つである。病気等で休んでいる場合は、不登校には含めないとされており、福生市もこれに従っている。

欠席の理由が、四つの区分のどの項目に該当するかで、支援の方向性が大きく変わってくる。まずは、欠席の理由を正確に把握することが求められる。

不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため <u>年間30日以上欠席</u> した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの
病気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
その他	保護者の教育に対する考え方、登校についての無理解、家族の介護・家事手伝い等の家庭事情、国内外への旅行等

2 福生市の不登校児童・生徒数の状況

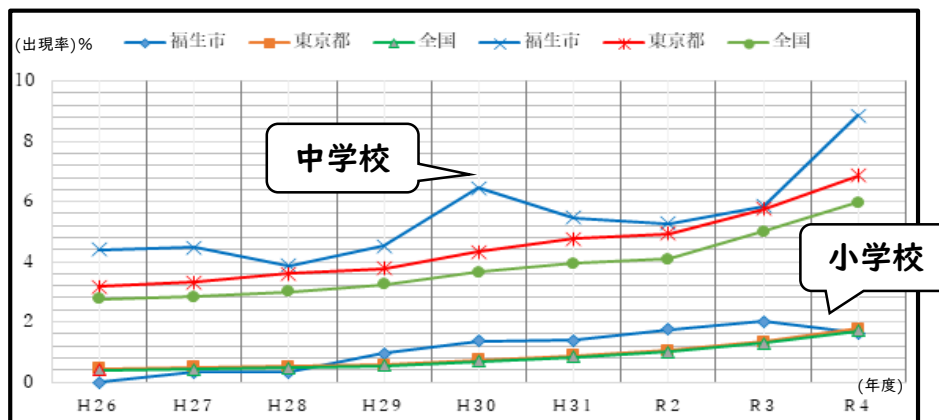
(1) 本市の不登校児童・生徒数及び不登校出現率の推移

小学校の不登校児童数は、全体的に緩やかに増加傾向にある。中学校の不登校生徒数は、コロナ禍の対応が終わりつつあった令和4年度に大幅に増加した。

校種		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	人数(人)	5	8	8	23	33	33	41	46	37
	出現率(%)	0.20	0.33	0.34	0.96	1.37	1.40	1.75	2.02	1.63
中学校	人数(人)	54	55	46	52	72	58	55	62	92
	出現率(%)	4.40	4.48	3.87	4.53	6.46	5.46	5.26	5.84	8.87

(2) 本市の不登校出現率の都や国との比較

都と比較すると、不登校出現率は高くなっている。福生市の小学校は都と同様の増加率を示しているが、中学校の近年の傾向は、都とは異なり大きく増加する傾向を示している。



3

国及び都の不登校児童・生徒の支援に対する基本的な考え方

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年）

教育機会確保法は、不登校児童・生徒に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律である。「教育機会確保法」の第三条には、教育機会の確保等に関する施策を行うにあたっての基本理念が次のとおり示されている。



文部科学省 HP（法律全文）

- 1 全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が、図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにする（略）こと。
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(2) 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年文部科学省）

教育機会確保法の施行を受け、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解が生じないよう、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめられたものである。



文部科学省 HP
（通知全文）

本通知では、不登校支援の視点として、次の 2 点が示されている。

- ア 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- イ 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(3) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）

（令和 5 年 3 月 文部科学省）

小・中・高等学校の不登校の児童・生徒が急増し約 30 万人となり、また、90 日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が 4.6 万人に上ったことを受け、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを旨とするために作成されたものである。この対策として、次の 3 点が示された。



COCOLO プラン
（通知全文）

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。
- 2 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する。
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

(1) 第2次制定の経緯

不登校出現率は、経年の数値を比較すると、小学校は平成29年度から増加しており、中学校は平成26年度から令和元年度まで毎年、都や全国の出現率を上回っている。

その間、福生市では様々な不登校施策を打ち出し、実施してきたが、中学校の平成29年度の不登校出現率は4.53%、平成30年度は6.46%と高い状況が続いており、中学校における不登校生徒への支援の在り方を「ふっさっ子未来会議」で検討した。その検討の中で、在籍学校に復帰することのみを目指すのではなく、生徒にとって最も大切な役割となる社会的自立に向けた支援を担った支援機能を備えた東京版不登校特例校分教室を新たに設置していくこととなり、令和元年度に文部科学省に指定申請を行い、令和2年4月に開室した。

以上のような現在の福生市における不登校の状況を踏まえ、不登校対策のために学校が取り組む10の行動、不登校対策のために福生市教育委員会が展開している7つの対応策等を、本市における不登校総合対策に第2次として令和3年3月にまとめた。

(2) 第2次一部改訂の方針

第2次制定以降、教育委員会と学校が連携を密にしながら、不登校対策に取り組んできた。不登校総合対策に記載された取組を足並みそろえて実施することに加えて、その時の状況に合わせて、いくつかの新たな取組も実施してきた。関係機関とのつながり、専門的な支援を受けられている不登校児童・生徒数は、都や国の割合と比較して非常に高いなど、支援の充実が図られてきたものの、不登校児童・生徒数は依然として増加傾向にある。

今後、不登校児童・生徒数の更なる増加や、要因の多様化により、全ての児童・生徒への支援が行き届かなくなる可能性がある。

そこで、全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して、現状を正しく把握するためにデータを更新するとともに、これまでの教育委員会及び学校の取組について統合、整理し実効性を高めることで、更に市内全体で足並みをそろえて不登校児童・生徒の支援を行っていくために、福生市立学校の不登校総合対策を一部改訂することにした。

第2章

教育委員会が展開する 10の対応策



第2章 教育委員会が展開する10の対応策

1 全ての子どもたちに居場所を作る

(1) 魅力ある学校づくりの推進【教育委員会①】

ア コンセプトの共有

国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究事業」を基に生活指導主任や不登校対策推進担当の教員を中心とした組織的な取組を全校で推進する。コンセプトは、「全ての子どもが楽しく通うことができる学校を、教員が楽しみながらつくる」である。

イ 魅力ある学校づくりスタートセットの作成

全教職員が足並みをそろえて魅力ある学校づくりを推進することができるように作成した。本誌の特徴は三つある。

- ① 魅力ある学校づくりのポイントを簡単に理解することができること
- ② 一年間継続して行えること
- ③ 校長を中心に校内で組織的に推進できるよう、要所でリフレクションが組み込まれていること

本誌を活用して1年間継続して魅力ある学校づくりを推進することで、活動の見通しをもつことができる。

ウ 魅力ある学校づくりレベルアップセットの作成

スタートセットを活用して魅力ある学校づくりに1年間取り組み、児童・生徒の反応や変化の様子が分かった翌年から、より一層取組を充実させられるように作成した。本誌の特徴は二つある。

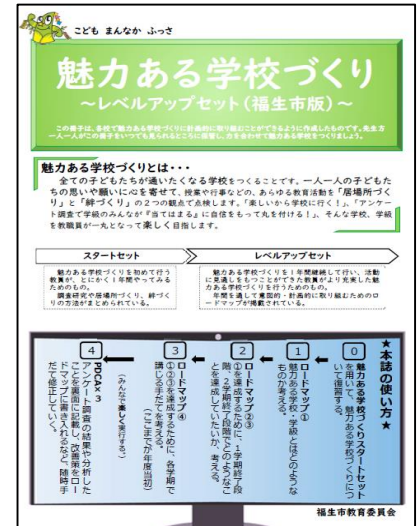
- ① 1年間を見通して意図的・計画的に実施できること
- ② 居場所づくりと絆づくりをバランスよく実施できること

エ 学校生活満足度調査の実施

教員が、子どもの思いに寄り添い、一人一人を大切に、より子どもを中心とした教育活動を展開できるよう、アンケート調査を年3回学期末に実施する。

アンケートの分析の視点として大切にすべきことは、次の2点である。

- ① 「どちらかと言えば当てはまる」の回答は、どこかもやもやした気持ちを抱えており、不登校になる可能性がある因子と捉えること
- ② 「教員の結果の予想」と「子どもの回答」の差があるとき、教育活動に課題があるか、教員の価値付けに課題があるか等、考察すること



(2) 「そよかぜ教室」の充実【教育委員会②】

不登校児童・生徒等に対する指導を行うために、教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童・生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を、組織的・計画的に行う組織として設置したものを適応指導教室という。

本市においては、この適応指導教室を学校適応支援室として位置付け、平成17年9月に設置している。福生市子ども応援館2階に、教育相談室の入り口とは別の玄関を設け、学校適応支援室、通称「そよかぜ教室」として設置している。

児童・生徒にとってそよかぜ教室は「心の居場所」である。同時に自立のステップの場である。そよかぜ教室は、学校復帰を目的とするが、単に学校に適応させることだけが目的化されるのではなく、一人一人の児童・生徒が社会的に自立していくことのできる力を身に付けさせる。その過程で学校復帰を図ることも考慮されなければならない。

そよかぜ教室の概要

ア 設置の目的

心理的、情緒的な原因によって不登校傾向にある市内在住の小・中学生に対して、適切な相談、指導・助言を行い、学校復帰や社会的自立を目指す。

イ 指導方針と指導内容

◆基本的生活習慣や社会性の育成

- ・緩やかな時間設定を通して生活リズムの確立を図る。
- ・遊びやスポーツを通して協調性を身に付け、豊かな人間関係を育むとともに、体力の向上を図る。
- ・植物の栽培、調理実習等を通して協力・労働の大切さや楽しさを体験することで社会性を育む。

◆個々の学習状況に応じた基本的な学習の補充

- ・学校復帰時に授業にスムーズに臨めるよう、学習時間を設定する。
- ・一人一人の状況に応じた教科指導や個別学習等を行う。

◆心理的要因を克服するための教育相談室と連携した援助

- ・児童・生徒の活動状況を観察し、悩み相談等を丁寧に行う。
- ・教育相談室との連携を深め、適切な個別指導を通じて自立への支援を行う。

ウ 利用時間

午前9時から午後3時まで

エ 服装

小学生は私服。中学生は標準服または私服。

そよかぜ教室との連携の推進

ア そよかぜ教室活動状況の活用

そよかぜ教室の支援員は、教育委員会が作成した「そよかぜ教室活動状況」に児童・生徒の登室した時刻、学習した内容等を毎日記録する。学校は、適宜状況を確認し、学校への登校状況を記録するとともに、毎月10日までに、前月の学校における対応状況を記載する。

イ そよかぜ教室連絡会の開催

指導主事、そよかぜ教室支援員、在籍校教員が月に1回オンライン会議を行い、児童・生徒の情報を共有したり、今後の支援の在り方について協議を行ったりする。

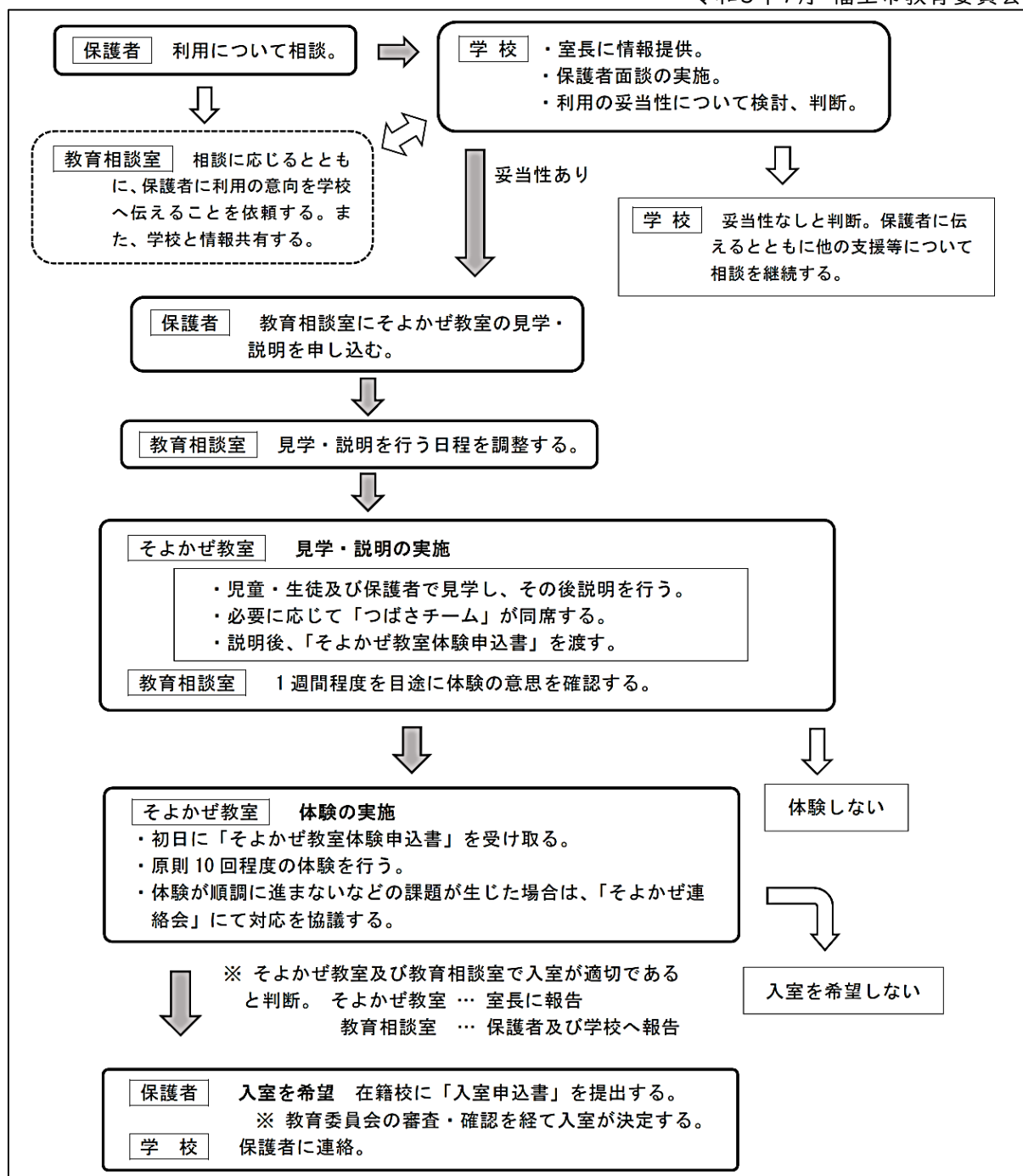
そよかぜ教室への入室について

ア 基本的な入室に関する考え方

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）による相談や校内別室の活用など、学校としてあらゆる手段を講じてもなお、児童・生徒の状況が改善されないとき、そよかぜ教室の利用を支援委員会等で検討する。

イ 入室の流れ（※そよかぜ教室室長は教育部主幹）

令和5年7月 福生市教育委員会



(3) 分教室型「学びの多様化学校」の設置【教育委員会③】

「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」とは不登校児童・生徒を対象として、文部科学省が認める場合に、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校である。

東京都教育委員会は文部科学省と協議の上、「将来的に学校又は分校としての不登校特例校へ移行することを前提とした分教室の形の不登校特例校」の仕組みを構築し、不登校特例校（分教室型）を「東京版不登校特例校」と位置付けた。

本市においては、この不登校特例校（分教室型）を令和2年4月に設置した。福生市さくら会館2階に教室を設け、「福生市立福生第一中学校 7組」として設置している。

7組の概要

ア 設置の目的

不登校となっている生徒に対し、適切な指導を実施し、社会的に自立できる力を育ていくために、生徒一人一人の状況に応じた独自の教育課程を編成していく「新たな学びの場」として福生市立福生第一中学校不登校特例校分教室を設置した。在籍校への復帰が困難な生徒の居場所としての機能を果たすだけでなく、法令に基づく正規教員の配置により、特別の教育課程に基づく一定の教育水準の保障をすることで、不登校生徒を対象とした新たな学びの場を提供する。また、これまでの学校や学習スタイルを変えて生徒にとって魅力ある教育活動を展開することで、社会的に自立できる力を育む。

イ 対象

福生市公立中学校に在籍している生徒

- ①心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した不登校生徒
- ②欠席が30日未満でも、以下の項目が全て当てはまる生徒
 - ・不登校の傾向が見られる生徒
 - ・より小集団での学習が適切であると学校が判断した生徒

ウ 場所

福生市牛浜163番地（さくら会館2階）

エ 特例の概要

- ①総授業時数は3年間全て910時間とする。（削減する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語）
- ②朝の時間のゆとりを考え、午前3時間、午後2時間を基本とする

オ 特色のある指導内容等

①福生版プロジェクト学習の時間

自分の興味・関心に基づき、自分なりの問いを立て、自分なりのやり方で、自分なりの答えにたどり着くことができる力を育む。これからの変化の激しい社会において、生徒がそれぞれの将来像に向けて自発的に行動できるようにする。

②個別学習の時間

一人一人の学習状況に応じた指導体制の充実を図る。不登校による未学習の内容を補う時間等を確保する。ICT等を活用するなど、何をどこでどのように学ぶのかを、一人一人の生徒自身が決めて、学習できるようにする。

不登校対策推進委員や担任は、不登校児童・生徒に正しく7組の魅力を伝え、選択肢の一つとして提示する。

福生市には、子ども一人一人に合わせた学校があります

分教室型学びの多様化学校

福生市立福生第一中学校 7組

学びの多様化学校とは、不登校生徒の実態に配慮し、特別な教育課程を編成している学校です。お子様の様子に合わせて学びのスタイルの多様化を目指し、一人一人の社会的自立を支援します。

令和6年3月
福生市教育委員会



詳細はこちらの
二次元コードから

魅力1 心も体もゆとりのある生活が送れます

- ◆朝はゆっくり9時登校、1日5時間授業です。
- ◆通常の学級より授業数が少なく設定されています。
- ◆週に一回、スクールカウンセラーと面談をすることができます。
- ◆疲れてしまったときのために、休憩室(和室)があります。

みんなにオススメ

- ・疲れて休みがちになる
- ・朝早く起きられず学校に行きづらい
- ・定期的に相談をしたい



在校生・卒業生の声

- ・朝、体調が良くないことが多いので、毎日午後から通っています。
- ・登校できないときもオンラインで授業の様子が見られるので、次の時に安心して参加できます。

魅力3 自分に合った学習ができます

- ◆不登校期間の学習内容を補うなど、自分にあった授業を行います。
- ◆7組独自の科目「プロジェクト学習」では、自分の興味・関心のある内容を学習できます。
- ◆7組独自の科目「個別学習」では、自分で学習内容を決められます。
- ◆オンライン授業にも対応しています。

みんなにオススメ

- ・学校に通いたいけど
勉強の遅れがすごく心配。



在校生・卒業生の声

- ・勉強なんてする意味はあるのだろうかと思っただけでしたが、勉強することの大切さを実感しました。先生方が丁寧に教えてくれたおかげで、どんどん勉強することが楽しくなっていました。

魅力2 自分の目標を見付けられます

- ◆外部講師による体験学習を充実させ、社会とのつながりを持ちます。
- ◆1年生の頃から、進路指導に力を入れています。
- ◆全日制、定時制、通信制等、卒業生の進学率は100%です。
- ◆自身と同じような境遇だった卒業生からアドバイスをもらえます。

みんなにオススメ

- ・将来が不安
- ・勉強する意味が見いだせない
- ・高校には進学したい



在校生・卒業生の声

- ・先生は希望している高校への進学を全力でサポートしてくれます。
- ・夢のために知識を蓄えたいので勉強をちゃんとすることを目指して頑張りたいです。高校に入学したら、友達をたくさん作りたいです。

魅力4 小集団で生活することができます

- ◆定員は3学年合わせて20人です。
- ◆個別ブースがあり、いつでも活用できます。
- ◆5科は学年ごとに、それ以外は全員で授業を受けます。
- ◆ソーシャルスキルトレーニング等で、社会スキルや対人関係スキルを育成しています。

みんなにオススメ

- ・大人数が苦手
- ・刺激に過敏に反応してしまう



在校生・卒業生の声

- ・少人数は、気持ち良く楽しめます。
- ・友達もみんな優しく、友達のおかげで授業に楽しく取り組みます。
- ・人との関わり方の大切さを学ぶことができてきました。

2 学校及び教員への支援

不登校対策を充実させるには、学校の組織的な対応を強化すること、教員一人一人の対応力を高めることが大切である。

(1) 不登校対策推進委員会の設置及び運営【教育委員会④】

次のとおり不登校対策推進委員会を組織し、情報共有等を行うことを通して、各小・中学校の不登校対策がより一層充実するよう支援している。

ア 組織

小学校、中学校長	各1名
生活指導主任	各校1名
不登校対策推進委員	各校1名
教育指導課指導主事	1名

イ 回数

年間3回程度

ウ 内容

- ◆魅力ある学校づくりに関すること
魅力ある学校づくりスタートセットの活用方法、各校の取組の発表等
- ◆児童・生徒結成状況一覧の作成に関すること
組織的な対応、外部機関との連携等支援の充実等
- ◆その他必要なこと

(2) 児童・生徒欠席状況一覧を活用した支援に関する助言及び協議【教育委員会⑤】

学校から提出された児童・生徒欠席状況一覧の記載内容について、指導主事が管理職と連絡をとりながら具体の確認を行い、情報共有を行っている。また、その状況を踏まえた上で、不登校児童・生徒一人一人への支援について助言を行うことを通して、個に応じたきめ細かい支援の実現を図っている。

助言及び協議のポイント

- ア 長期欠席の区分に関すること
- イ 今月の支援内容に関すること
- ウ 関係機関との連携に関すること

3 相談、支援体制の構築

(1) スクールカウンセラーの活用【教育委員会⑥】

福生市教育委員会は、東京都教育委員会の「スクールカウンセラー活用事業」を活用し、全小中学校に臨床心理士資格等を有するスクールカウンセラーを配置している。スクールカウンセラーは、学校におけるカウンセリング等の機能の充実に図り、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動等の未然防止・解消を図ることを配置の目的としている。

ア 資格、勤務等

◆資格 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等

◆勤務 週1回7時間45分 年間38回(週)勤務。

(学校によって、勤務する曜日が異なる。)

イ 職務

①児童・生徒へのカウンセリング

②子育てや生活指導に関する保護者へのカウンセリング

③カウンセリング等について教員や保護者への指導・助言

④児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供

⑤児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修や事例研究等の指導・助言

(2) 教育相談室の活用【教育委員会⑦】

学校生活、対人関係、生活・行動、しつけ・教育、発達、その他子どもの教育全般に関する心配事の相談に、専門の相談員が担当し、学校や保護者と連携を図りながら、児童・生徒の個別の教育的ニーズに応じた適切な支援につなげている。

ア 資格、開室時間、相談対象者、相談体制

◆資格

①心理相談員

臨床心理士、臨床発達心理士または公認心理士の資格を有する者

②教育相談員

学校教育の経験を有する者または教育相談の知識もしくは経験を有する者

◆開室時間

月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

原則として予約制で1回50分の相談を実施している。(必要に応じて電話相談も実施)

◆相談対象

児童・生徒及び保護者

◆相談体制

①こころの支援チーム(つばさ)－心理相談員2名、教育相談員1名

主に学習や対人関係、心理面や行動面など、子ども全般に関わる不安の相談

②教育支援チーム(つむぎ)－心理相談員5名

主に「就学」「転学」「特別支援教室入級」に関わる相談

※人数は令和6年3月現在のものです。

イ 教育相談室の職務

- ①児童生徒の知能、学業、心身の健康及び進路の相談に関すること
- ②教育支援に関すること
- ③学校教育相談活動との連携に関すること
- ④教育相談活動の普及及び諸調査に関すること
- ⑤就学相談、転学相談に関すること
- ⑥教育相談に関する研修その他必要なこと

(3) スクールソーシャルワーカーの活用【教育委員会⑧】

スクールソーシャルワーカー（SSW）は、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒への支援を行うことを目的としている。

ア 資格、勤務等

◆資格

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有する者
- ②教育と福祉の両面に関して専門的な知識及び技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者

◆勤務 午前9時～午後4時の6時間（休憩を除く）のうち、教育委員会が指定する時間

イ スクールソーシャルワーカーの職務

- ①問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

(4) 家庭と子どもの支援員の活用【教育委員会⑨】

福生市教育委員会は、東京都教育委員会と連携して、平成23年度に「福生市家庭と子どもの支援員」を配置した。その目的は、福生市立小・中学校に在籍する児童・生徒の不登校、いじめ、暴力行為等に対して、生活指導面の改善に向けた支援を行うことである。

ア 資格、勤務等

◆資格 退職教員、警察等関係機関経験者、民生委員・児童委員、保護司、大学又は大学院において心理学等を専修又は専攻している学生等であって、本事業の主旨を理解し、その職務を遂行する熱意を有する者

◆勤務 1校当たり週3日おおむね年30週

イ 家庭と子どもの支援員の職務

- ①登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談及び助言
- ②登校後の児童・生徒に対する個別指導及びその保護者への相談及び助言
- ③児童・生徒の問題行動の改善及び未然防止に向けた直接的な取組、子育て等家庭に関して不安を抱える保護者への相談等

スーパーバイザー

◆資格 医師、弁護士、臨床心理士等であって、支援員が円滑に職務を遂行するための助言及び支援ができると認められる者

◆勤務 1校当たり年3回

～教育委員会以外の関係機関との連携～

ア 福生市子ども家庭支援センター

家庭に閉じこもっている状態や、保護者が学校職員となかなか会えない場合がある。また、医療的なケアや、福祉的なアプローチが特に必要な児童・生徒や家庭もある。

このような場合、子ども家庭支援センターによる家庭訪問が、不登校対策において有効な場合がある。子ども家庭支援センターは、各学校や保護者から直接相談を受けることもできるが、学校は、教育相談室を通じてつながるようにすることが重要である。

イ 警察

非行による不登校が継続している場合、警察との連携も大切である。深夜徘徊や触法行為に対しては、教育の力だけでなく警察の力を借りることで、児童・生徒の健全育成が実現される。

ウ 児童相談所

家庭環境に要因がある場合、児童相談所との連携を視野に入れる必要がある。児童相談所との連携の際は、原則としてまず、子ども家庭支援センターに相談する。

エ 病院

精神疾患等の疑いがあったり、発達に課題があったりする場合は、医療との連携が欠かせない。投薬等で精神的に安定し、学校生活を快適に送ることができるケースもある。

これからの不登校対策は、学校が教育センター等の教育機関はもとより子ども家庭支援センター等、関係機関との情報連携が一層重要となる。情報連携を基本とした上で、不登校対策としての行動連携に取り組む姿勢を重視していきたい。

4 学びへのアクセスの充実

(1) 学習者用端末の活用促進【教育委員会⑩】

学校に来られない状態が続くと、学習の遅れが発生する。そのことが、初期の不登校の要因とは別に、新たな不登校の要因となるケースがある。

そのため不登校であっても、自分で学習を進められることができ、なおかつ、担任等が適切に学習内容を価値付けたり、励ましたりしながら学習支援することが求められる。例えば、次のような方法で学習をサポートし、適切に成果を見取ることで、出席扱いとできる場合もある。

ア 一人1台端末を活用したオンライン授業

イ 一人1台端末を活用したドリルパークによる学習支援

ウ Microsoft Teams による課題のやり取り 等

第3章

学校が展開する 10の対応策



第3章 学校が取り組む10の行動

不登校対策は、大別すると、新たな不登校児童・生徒を生まないための「未然防止」と、休み始めたり遅刻や早退が増え始めたりした児童・生徒に向けての「早期支援」、不登校状態になっている児童・生徒の学校復帰や社会的自立への支援に関する「長期化への対応」がある。学校では、この全体像を把握しつつ、明確に区別して支援を行う必要がある。

本章では、「不登校の未然防止」と「早期支援、長期化への対応」に分けて整理している。



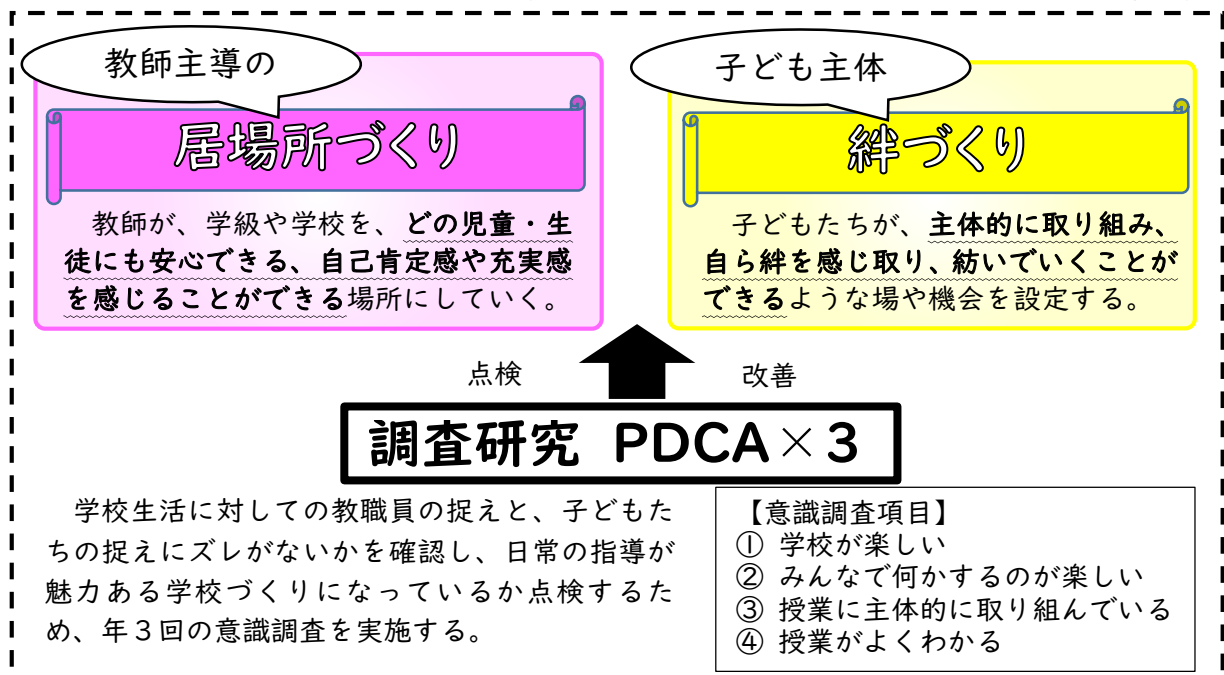
1 不登校を生まないための5つの予防策

「不登校を減らすための取組」の推進には、まず、新規数の抑制を図ることが大切である。新規数を抑制するためには、全ての児童・生徒が学校（学年・学級）を魅力ある場所と感じられるようにする必要がある。全ての子どもが「学校に来ることが楽しい」と感じる「魅力ある学校づくり」が、不登校対策の根本的な理念であることを忘れてはならない。

また、不登校になるきっかけは様々であるが、どの子どもにも「休み始め」の時期があり、ほとんどの子どもにはその予兆がある。その予兆を見逃さないこと、また、休み始めたときに、迅速に対応し、欠席の要因を明確にすることが大切である。

(1) 魅力ある学校、学級づくり ～居場所づくりと絆づくり～ 【学校①】

不登校を生まないためには、日常の教育活動を充実させることが大切である。福生市教育委員会が作成した「魅力ある学校づくりスタートセット、レベルアップセット」を全教職員が活用し、全ての子どもが楽しく通うことができる学校を、教職員が一丸となって楽しく作ることが求められる。行事等ではなく、授業を中心とした日々の教育活動を魅力あるものにしていく。概要は次のとおりである。（詳細はスタートセット、レベルアップセットを参照）



(2) 欠席する旨、保護者から連絡が入ったときの対応の徹底【学校②】

休み始めた時期の学校の対応が、休みが継続するかどうかにつながる場合がある。特に、欠席を安易に捉えることがないようにしなければならない。

保護者に対しては、「学校を休む場合は、必ず連絡する」ことの徹底をお願いする。

欠席連絡時の対応

- ア 欠席理由を必ず入力できるようにする
- イ その日のうちに児童・生徒や保護者とやり取りできるようにする。
- ウ 「欠席連絡メモ」等を作成し、欠席連絡が担任へ確実に伝わる仕組みを構築する。
- エ 欠席理由が病気のときは、病院への受診を勧めるほか、体温や医師の診断結果を聞く。
- オ 欠席連絡がなく始業時に児童・生徒が不在の場合は、速やかに保護者に連絡して確認する。連絡が付かない場合は、管理職に状況を報告するとともに、家庭と子どもの支援員等による家庭訪問を行う。

欠席者への対応

- ア 児童・生徒の実態に応じて、ICT を活用して授業を配信したり、連絡事項や配布物をクラウドで共有したりする。
- イ 放課後に保護者に電話をかけたリ Microsoft Teams を使用し、オンラインでつながったりできるようにする。児童・生徒が電話口や画面に出られるならば、授業の様子や体調の具合等について、直接話し、心配していることや、早く登校できるとよい旨を伝え励ます。
- ウ 養護教諭、管理職等に欠席した児童・生徒への対応を報告する。

(3) 連続欠席3日の対応、連続欠席7日の対応、早期支援についての徹底【学校③】

連続欠席3日

風邪による発熱や、インフルエンザ等の特定の疾病以外の理由で、欠席が3日続いた場合、学年会等で情報を共有し、管理職に対処方針等を含めて報告する。

必要によって、欠席4日目に学級担任等による家庭訪問を行う。

連続欠席7日

校長は、当該児童・生徒及び保護者と面談を実施し、家庭での児童・生徒の様子について把握する。面接で不登校であると判断した場合、解決のための校内委員会を開く。その際、スクールカウンセラーや教育委員会の臨床心理士、SSW との連携を視野に入れる。

なお、例えば、3日欠席して1日出席することを繰り返す等、欠席が連続していない場合においても、各校で適切に判断し、面談を実施する。

休み始めの時期に組織的な対応をし、適切な支援を講じることで、早期の学校復帰が望めることがある。不登校が長期化すると、学校復帰は難しくなることを念頭に置き、対応することが望ましい。

また、出席させないことについて、保護者に正当な理由がないと認められるときは、校長は子ども家庭支援センターや教育委員会に通知する。

【根拠法令 学校教育法施行令第20条】

小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(4) スクールカウンセラー、臨床心理士による個別面接【学校④】

欠席が続く、あるいは連続していなくても遅刻しがちな児童・生徒や、保健室等別室によく通う児童・生徒等がいる場合、連続欠席7日に至る前にスクールカウンセラーや教育相談室の臨床心理士による個別面接を行う。不登校に至る以前に行う心理面のケアは、特に重要である。

スクールカウンセラーは週1回の配置のため、必要に応じて、教育相談室配置の臨床心理士による面接の実施も視野に入れる。なお、臨床心理士による個別面接の結果については、学級担任はもとより学年として共有し、管理職に報告し、校内で共通理解をした上で対応を行う。

(5) 校内別室の活用【学校⑤】

文部科学省で実施した令和2年度の実態調査では、「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」として、「勉強がわからない」という回答が最も高い割合である。一方「学校に戻りやすいと思う対応」では、「個別に勉強を教えてもらえること」が「友達からの声かけ」に次いで多くなっている。



不登校に関する調査研究協力者会議
報告書（令和4年6月）

このことを踏まえると、児童・生徒が学校や教室に居づらくなったり落ち着かなくなったりした時など、不登校の兆候がある早期段階において、学校内に安心して心を落ち着かせることができる場所があり、児童・生徒のペースで個別の学習支援や相談支援を行うことができれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される。

学校には行けるが教室には入りづらい児童・生徒や一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思っている児童・生徒に、校内での教室以外の居場所があることで、不登校を未然に防止でき、学校とのつながりを保つことができる。

校内別室は、自習スペースや教員、支援員との談話スペースなど、各校の状況に応じて適切に環境を整備すること、担任と児童・生徒の関わりや活用の目標を適切に設定することなど、運用の工夫が求められる。また、各校で校内別室に名前を付けることにする。



個別ブースで自習に励んだり、オンライン授業を受けたりする様子



談話スペースで支援員と話をしながら学習をする様子

2

子どもの現状を改善するための5つの支援策

「子どもの現状を改善するための5つの支援策」は、教職員が不登校の状況・状態は様々であるという前提に立った上で、子どもの多様なニーズに応じていく必要がある。不登校児童・生徒への支援に当たっては、必ずしも学校復帰が好ましい選択肢ではない状況の児童・生徒もいることを踏まえ、一人一人の状況に応じた多様なきめ細かい対応が必要となる。

(1) 「児童・生徒欠席状況一覧」の活用【学校⑥】

不登校には様々な要因・背景があり教育関係者のみならず、福祉、医療等の関係機関が相互に連携、協力して、中長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められている。また、児童・生徒の抱える背景や状況が複雑で登校し始めても再び不登校になることもあるため、進学先に進学以前の情報が引き継がれることも重要である。

各校は「児童・生徒欠席状況一覧」を作成し、教育委員会に提出する。教育委員会は報告された児童・生徒一人一人の状況を指導主事等が確認し、教育相談室、そよかぜ教室と情報共有する。その後、関係機関との連携や担任の支援の仕方等、個々のケースに必要な指導・助言を校長に行う。校長はその内容を校内で共有するとともに、具体的な対応をとっていく。

「児童・生徒欠席状況一覧」

ア 目的

- ◆校内における不登校傾向の児童・生徒へ向けた早期支援、長期化への対応状況や、一人一人への支援の状況を見える化し、組織的な支援を充実させる。
- ◆学校と教育委員会や関係機関が不登校児童・生徒に関する情報を共有し、適切な支援策について協議できるようにする。

イ 方法

- ◆13日以上欠席している長期欠席（不登校、病気、経済的理由、その他）児童・生徒を対象とする。
- ◆指定された期日までに市教育委員会指導主事宛に交換便で提出する。

ウ 記載内容と注意事項

【児童・生徒欠席状況一覧記入例】

学年	組	性別	氏名	フリガナ	欠席日数	主な担当者 関係機関	長期欠席の詳細 ①主な欠席理由ひとつに○をつける ②長期欠席が継続している原因(きっかけ) ③今月の状況と対応した内容の詳細 ④今後の方針
5	1	男	福生 太郎	フッサ タロウ	13 (51)	担任名 養護教諭 そよかぜ 教育相談	病気 ○ 経済的理由 ○ 不登校 ○ その他 ○ ②4年生の運動会の時に友人とトラブルが起こる。運動会までは出席していたが、その後友人関係が元に戻ることはなく、本人も我慢を気にするようになり、徐々に欠席日数が増えいった。 ③そよかぜ教室に通3回、ほぼ休まずに通室した。週に1回は担任の空き時間に学校に登校し、今週の学習内容の報告を受けつつ、生活の様子等の話をした。本人は現在給食を描くことにはまっており、今月は黒黒の絵を見せてくれた。保護者は週に一回電話でやりとりをした。 ④そよかぜ教室への通室は継続する。学校復帰に向けたアプローチを保護者と一様に強化していく。2か月後の校外学習に参加することを目標に、学校で過ごす時間を増やす。まずは全体説明会に参加させる。
2	2	男	牛浜 雄太	ウシハマ ユウタ	20	担任名 養護教諭 病院	病気 ○ 経済的理由 ○ 不登校 ○ その他 ○ ②福生病院にて、自立性調節障害の診断を受けた。特に休み明けは朝起き上がることができない日が多く、欠席もしくは遅刻することが多い。 ③月曜、火曜の欠席が目立った。保護者は体調が悪い時は無理して行かせないという方針で、体調が悪い時は必ず連絡をくれた。休んだ日は連絡を入れ、次の日の持ち物等を伝えた。 ④継続する。
4	1	女	加美平 花子	カミダイラ ハナコ	14	担任名	病気 ○ 経済的理由 ○ 不登校 ○ その他 ○ ②親の仕事の都合で海外に行くことがある。母子家庭のため、本人もそれについていくため欠席する。本人が学校に来たがっている。 ③今月は欠席はなかった。 ④欠席があった場合は、学習の遅れがないよう、家庭学習のフォローや放課後短時間の補習を行う予定である。
4	2	女	志茂 紗う子	シモ ユウコ	13	担任 SC	病気 ○ 経済的理由 ○ 不登校 ○ その他 ○ ②1学期後半から勉強が分からず、登校が面倒くさくなる。体育が好きなので体育の授業がある日は登校していたが、体育がある日でも徐々に欠席が増え始めた。学校生活に意義が見いだせない状況になりつつある。本人からははっきりした理由を聞き取ることができていない。 ③登校できた日は必ず声をかけ、励ますようにしている。授業中も気にするようにし、手が止まっているときは支援をできるだけ行った。支援員に入ってもらい、フォローしてもらった。親は学校には行ってほしいと思っているが、仕事が生じなくなかなか子供に聞かなくてあげることができない状況である。母親には今のうちに働くことが大切であることを伝え、SCを紹介した。 ④家にもくることのないよう、養護教諭とつなげ、教室に入れなくても別室に登校するよう促す。また、本人の気持ちに寄り添い、登校できない理由を表現できるよう、支えていく。

- ◆ 学年、組、性別、氏名、フリガナの入力
※そよかぜ教室に通室している等、指導要録上出席扱いとしている児童・生徒も記載の対象とする。
- ◆ 欠席日数を入力
※（ ）内には、指導要録上出席扱いをしている日数も、欠席日数として計上した日数を記載する。
- ◆ 主な担当者 関係機関を入力する。
※担任は、名前を記載する。関係機関名との連携は重要である、という考え方に基つき、どの機関につなげていくか、校内委員会等で積極的に検討する。
- ◆ 長期欠席の詳細について記載する
 - ①「主な欠席の理由」に○をつける。
※原則として、主たるもの一つに○をつける。
※不登校の場合は、「新規」、「継続」から選択する。
(新規：今年度から不登校になった、もしくは2年ぶりに不登校になった)
(継続：前年度も不登校であった児童・生徒)
 - ②「長期欠席が継続している原因(きっかけ)」を記載する。
※対象児童・生徒が不登校である主たる原因やそのきっかけとなった出来事を中心に記載する。基本的には一度記載したものは消さず、原因が変わってきた場合は、その都度追記していく。
加えて、欠席が始まった時期を必ず先頭に記載する。
 - ③「月の状況と対応した内容の詳細」を記載する。
※前回の提出から今回までの期間での児童・生徒の状況、学校が対応した内容(対象児童・生徒及び保護者)について具体的に記載する。対応は担任等の働きかけのみならず、関係機関と連携した内容についても簡単に記載する。
 - ④学校復帰、もしくは社会的自立に向けた目標や学校としての今後の対応策(方針)について記載する。

※ 様式、設問項目などに関しては、児童・生徒の実態や、国・都の調査項目に応じて適宜改訂・改善していく。

【作成上の注意事項】

- 1 作成に当たっては、担任任せにするのではなく、組織的に行う。
- 2 支援の一層の充実の観点から、記載内容を前回提出分と比較しながら対応を協議する。
- 3 欠席の理由については、安易に判断せず、面談等を実施しながらアセスメントを行う。
- 4 不登校の理由をはっきり説明できない児童・生徒については、自分で表現できるように寄り添うことが、支援の第一歩であることを念頭に置き、教員の一方的な決定とならないように留意する。
- 5 作成、提出して終わりにならないよう、校内での活用方法を定めておく。

(2) つながりの維持【学校⑦】

学校に登校できずに辛いのは、児童・生徒本人、そして保護者であるという観点で、保護者と連携し、児童・生徒と関係をもち続けることが重要である。児童・生徒や保護者が関係機関とつながったとしても、不登校支援の主体者は学校である。学校がつながりをもち続けることは、不登校の子どもたちにとって「学校は、先生はいつも君のことを気にかけているよ。」「学校にあなたの居場所はあるよ」などのメッセージを受け取ることにつながる。

ア 学校の様子を知らせる

不登校の児童・生徒に対して、学校便り等の配布物を速やかに届けることが大切である。また、電話連絡や家庭訪問を実施し、放課後に学校に呼ぶなど、児童・生徒と直接話をするに加え、児童・生徒の実態を踏まえ、ICTの活用により、授業を配信したり、連絡事項を共有したりすることも有効である。

イ 授業の課題を知らせる

学習の遅れが、学校復帰の妨げの要因の一つになり得ることから、自宅でできる学習をさせたり、その成果を担任等がみとり、励ましたりしていく。特に評価に直結する課題等がある場合には、児童・生徒の状況に応じて内容を伝える。

ウ 学校行事の内容を知らせる。

参加確認等の重要な手紙は、他の児童・生徒と同じタイミングで伝えることが望ましい。不登校の児童・生徒でも、遠足や修学旅行には行きたいと思う場合や、学校行事がきっかけとなり、学校復帰に結び付くケースもある。

(3) スクールカウンセラーや教育相談室、家庭と子どもの支援員との連携【学校⑧】

本市は全校にスクールカウンセラーが配置されている。1週間に1度の配置であるため、来校する日のスケジュールを十分に検討しておく。

教育相談室には「こころの支援チーム つばさ」、「教育支援チーム つむぎ」、「家庭支援チーム SSW」計14名の相談員が在籍し、現在も全校の相談に対応している。本市の教育相談室は土曜日も開設している。保護者の中には、平日の相談が難しい方もいるため、土曜日開設を伝えて活用を促進することは有効である。

つばさ：主に学習や対人関係、心理面や行動面など、子ども全般に関わる不安に関する相談に応じる。

つむぎ：主に「就学」、「転学」、「特別支援教室」に関わる相談に応じる。

SSW：主に不登校や非行などの問題について、直接家庭とつながりながら子どもの支援を行う。

教育相談室との連携については、校長、副校長が管理職としてまず窓口となり、教育相談室長と連携して教員や保護者につないでいく。場合によっては、指導主事とも連携し、学校復帰や社会的自立に向けた教育相談が有効に活用されるように配慮する。

また、家庭と子どもの支援員とも連携し、打合せなど適切な指示を出し、登校時の家庭訪問や、子育てに不安を抱える保護者との相談などを積極的に行うことも有効である。

(4) 「そよかぜ教室」との連携【学校⑨】

そよかぜ教室に児童・生徒が入級した後の学校や担当教員の対応について、次の点に留意する必要がある。

適宜児童・生徒の情報を共有する

学級担任は、不登校児童・生徒へ連絡する際、直接そよかぜ教室に状況を聞いたり、「そよかぜ教室活動状況」を見て日々の出席状況を事前に把握したりする。学校とそよかぜ教室が情報を共有することで、児童・生徒への支援が充実する。

特に、そよかぜ教室への登室がなかなかできない児童・生徒については、支援が途切れないように「そよかぜ教室連絡会」を中心に、今後の方針を話し合うことが大切である。

また、そよかぜ教室の担当も自ら学校との連絡を図り、児童・生徒の様子を随時伝えたり、学校に訪問して情報を共有したりすることも考えられる。

学級だより等をそよかぜ教室に届ける

そよかぜ教室では、在籍校の状況に関する情報を把握することで、学校復帰に向けた支援をより充実させることができる。そこで、各校の学級だより、学校だより、行事予定表等を交換便や直接持参するなどしてそよかぜ教室に届けることを徹底する。

また、実技教科の作品の材料等、学習に必要なものもそよかぜ教室に届けるようにする。その際、担任によって差がないよう、学校全体で組織的に対応する。

校長や担任等がそよかぜ教室を訪問する

児童・生徒の状況にもよるが、校長や学級担任等がそよかぜ教室を訪問することによって、児童・生徒の中に学校への所属意識を感じさせる場合がある。児童・生徒に直接会えなくても、そよかぜ教室の職員室を学級担任が定期的に訪問し、指導員と話をするだけで、そのことが児童・生徒に伝わり、「自分は忘れられていない」という実感を得ることも考えられる。

(5) オンライン授業等の実施【学校⑩】

不登校児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることが求められている。特にオンライン授業は、学級にいるのと同じ進度で学習を進めることができるため、学校復帰しやすく、担任も学習内容を価値付けしやすいという利点がある。校内別室や家庭でのオンライン授業は、不登校児童・生徒には必ず提案する。

オンライン授業に参加することで、その学習内容を適切に担任等が把握することで、校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることができる。（詳細は、「不登校傾向のある児童・生徒への支援と指導要録上の出欠扱いに関するガイドライン」を参照）

オンライン授業は家庭環境や発達段階によっては、継続的な参加が困難な場合がある。実態に応じた参加や、ドリルパークなどの活用が求められる。

福生市の取組と各種通知等との関係

次の表は、福生市教育委員会における取組が、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念」、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」、「不登校の支援の段階」のどの項目に結びついているかを示したものである。それぞれの取組を法律や国の施策と結び付けたり、支援の段階を正しく理解しながら実施したりすることで、より効果を高められる。

内容	教育機会確保法 基本理念	COCOLOプラン 目指す姿	支援の段階
第2章 教育委員会が展開する10の対応策			
①魅力ある学校づくりの推進	1	3	未
②「そよかぜ教室」の充実	2、3	1	長
③分教室型「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置	2、3	1	長
④不登校対策推進委員会の設置及び運営	1、2	2、3	未・早・長
⑤児童・生徒欠席状況一覧を活用した支援に関する助言及び協議	2	2	早・長
⑥スクールカウンセラーの活用	5	2	長
⑦教育相談室の活用	5	2	長
⑧スクールソーシャルワーカーの活用	5	2	早・長
⑨家庭と子どもの支援員の活用	5	2	長
⑩学習者用端末の活用促進	3、4	1	長
第3章 学校が取り組む10の行動			
①魅力ある学校、学級づくり	1	3	未
②欠席する旨、保護者から連絡が入ったときの対応の徹底	2	2	未
③連続欠席3日の対応、連続欠席7日の対応、早期支援についての徹底	2	2	未
④スクールカウンセラー、臨床心理士による個別面接	1	2	未
⑤校内別室の活用	1、2、3	1	未
⑥「児童・生徒欠席状況一覧」の活用	2	2、3	早・長
⑦つながりの維持	2	2	長
⑧スクールカウンセラーや教育相談室、家庭と子どもの支援員との連携	5	2	長
⑨「そよかぜ教室」との連携	2	1、2	長
⑩オンライン授業等の実施	3	1	長

※未：未然防止、早：早期支援、長：長期化への対応を表す。

※数字は、各項目の関連する項番を示す。（例、魅力ある学校づくりは、教育機会確保法基本理念の項番1とCOCOLOプラン項番3に関係している。）

※教育機会確保法、COCOLOプランについては、3頁を参照してください。

福生市立学校の不登校総合対策

全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して（第2次・一部改訂）

令和6年3月31日

作 成 福生市教育委員会

編集・発行 福生市教育委員会教育部教育指導課
福生市本町5番地
電話 042-551-1538

